

<つくば> A T M通帳払戻サービス規定

<つくば> A T M通帳払戻サービス規定

<つくば> A T M通帳払戻サービス(以下「本サービス」といいます。)は、当行とキャッシュカード取引をご契約のお客さまが、当行所定の書面にて申し込みいただくことにより、当行の現金自動預入支払機による通帳払戻しをご利用いただけるサービスです。

ただし、「残高照会」、「お振替え」および「お振込み」はご利用できません。

1. (現金自動預入支払機による本サービスの利用)

当行の現金自動預入支払機(以下「支払機」といいます。)による本サービスは、次の場合に利用することができます。

- 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)の払戻しをする場合
- 貯蓄預金の払戻しをする場合

2. (通帳・暗証番号の管理等)

- (1) 本サービスの利用に際しての暗証番号は、キャッシュカードの届出暗証番号となります。
- (2) 当行は、支払機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (3) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合また他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) 通帳への暗証番号の記載は避けてください。
- (5) 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

3. (偽造・盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義の普通預金通帳および貯蓄預金通帳の偽造または盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、「<つくば>キャッシュカード規定」第11条(偽造カード等による払戻し等)および第12条(盗難カード等による払戻し等)の各条項が準用されるものとします。ただし、各条項に規定されている過失および重過失については下記【重大な過失または過失となりうる場合】の通りとなります。
- (2) 本条の規定は、法人のお客さま名義の預金通帳には適用されません。

4. (通帳の紛失、届出事項の変更)

通帳を紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

〈つくば〉ATM通帳払戻サービス規定

5. (本サービスの利用の制限)

- (1) 本サービスの利用は当行の支払機に限るものとします。当行が提携している金融機関ではキャッシュカードによる払戻しのみで、本サービスの利用はできません。
- (2) 通帳の記帳頁が満行となったときは、本サービスの利用はできません。この場合はキャッシュカードによる払戻しをしてください。また、窓口（またはATM）で通帳繰越の手続きをしてください。（一部の通帳は、ATMで通帳繰越ができない場合があります。その場合は、窓口で通帳繰越をお願いします。）
- (3) 本サービス利用口座について代理人カードを発行している場合、代理人の暗証番号では本サービスの利用はできません。
- (4) 本サービスによる1口座1日あたりの取引限度額は、「〈つくば〉キャッシュカード規定」第3条(支払機による預金の払戻し)の2項および5項に定める取引限度額が適用されるものとします。

6. (本サービス利用の解約)

- (1) 本サービスの利用を解約する場合は、書面によって当店へ届出てください。
- (2) 本サービスの利用口座が解約された場合、あるいは本サービス利用口座のキャッシュカード取引が解約された場合、Web通帳に切替された場合は、この契約は解約されたものとして処理いたします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」、「つくば総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」および「〈つくば〉キャッシュカード規定」を準用します。

以 上

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号を通帳に書き記していた場合
- (3) 本人が他人に通帳を渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務として通帳を預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った

<つくば> A T M通帳払戻サービス規定

場合)等に対して暗証番号を知らせた上で通帳を渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、通帳をそれらの暗証を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、通帳とともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- ア. 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合
- イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② 通帳の管理

- ア. 通帳を入れた鞆などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど通帳を容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上